資料３

総務省通知（抜粋）

事　務　連　絡
平成２２年４月３０日
（最終改正平成２６年１１月２５日）

各都道府県市町村担当課
各指定都市企画担当課　御中

総務省地域力創造グループ地域自立応援課

定住自立圏構想推進のための地方財政措置について

定住自立圏構想推進要綱（平成２０年１２月２６日付け総行応第３９号総務事務次官通知）第９（２）に基づき、本構想推進のための地方財政措置について取りまとめたので、下記のとおりお知らせします。貴都道府県内の市町村にも周知されるようお願いします。

記

１．中心市及び近隣市町村の取組に関する包括的財政措置

中心市及び近隣市町村が定住自立圏に関する取組を推進するため、定住自立圏共生ビジョンに基づき実施する事業、定住自立圏共生ビジョン懇談会等に要する経費に対して、以下のとおり、特別交付税措置を講じることとしている。

（１）対象団体

定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及び当該中心市と定住自立圏形成協定を締結した近隣市町村。

（２）対象経費

①中心市における対象経費

・定住自立圏共生ビジョンに記載されている事業に要する経費
・定住自立圏共生ビジョン懇談会の開催に要する経費（旅費、謝金）
・定住自立圏の取組について、圏域住民への普及啓発に要する経費

ただし、事業費から国庫補助金等の特定財源の額及び他の特別交付税措置の算定項目により措置された額を控除した額に限るものとする。また、地方自治体職員の給与又は給与に相当する経費についても、対

象としないものとする。

②近隣市町村における対象経費

・定住自立圏共生ビジョンに記載されている事業に要する経費

・定住自立圏の取組について、圏域住民への普及啓発に要する経費

ただし、事業費から国庫補助金等の特定財源の額及び他の特別交付税措置の算定項目により措置された額を控除した額に限るものとする。たた、地方自治体職員の給与又は給与に相当する経費についても、対象としないものとする。

（３）措置額

①中心市の措置額

ア　下記イ、ウ、エ又はオに該当しない中心市

（２）①の対象経費の一般財源の合計額に０．８を乗じて得た額とする。ただし、その額が次に掲げる算式により得た額を超えるときは、次の算式により得た額を上限とする。

算式

１，０００万円＋７，５００万円×（Ａ×α＋１）×（Ｂ×β＋１）×（Ｃ×γ＋１）

Ａ：（当該定住自立圏の近隣市町村の合計人口／全定住自立圏の近隣市町村における１圏域当たりの平均人口）－１

Ｂ：（当該定住自立圏の近隣市町村の合計面積／全定住自立圏の近隣市町村における１圏域当たりの平均面積）－１

Ｃ：（当該定住自立圏の近隣市町村数／全定住自立圏の近隣市町村における１圏域当たりの平均市町村数）－１

α～γ：ＡからＣまでの各項目の標準偏差を概ね一致させるための調整係数

（省略）

②近隣市町村の措置額

（２）②の対象経費の一般財源の合計額とする。ただし、合計額が１，５００万円を超えるときは、１，５００万円を上限とする（複数の中心市と定住自立圏形成協定を締結している場合において同じ）。なお、定住自立圏共生ビジョン策定後に圏域内の近隣市町村同士が合併した場合にあっては、当が居合併を経た近隣市町村については、当該定住自立圏共生ビジョンの期間中に限り、合併関係市町村数に１，５００万円を乗じて得た額を上限とする。

（省略）